

# 学校いじめ防止基本方針

豊川市立八南小学校

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、教職員が一致団結し、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体が一丸となって組織的に対応していかなければならない。

学校とは、子どもたちが安心して楽しく学べる場所であってはならない。児童生徒が、自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図り、集団のあり方について学習を深める必要がある。また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいくことも大切である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、行われなければならない。

## 2 いじめに対する指導の考え

教育相談チームを組織して、いじめ・不登校などの実情を的確に把握する。また、全職員が協力して指導にあたる。

- ・ いじめの早期発見に努め、平常の指導に留意していく。
- ・ 学校教育のあらゆる場面で、子どもの話に耳を傾ける姿勢で取り組む。
- ・ 道徳や特別活動を中心に、教育活動全般を通して、友だち同士助け合う心情を育てる。

## 3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、問題が発生した場合は、すみやかに対策委員会を開き、状況把握に努めると共に、具体的に対応できる組織的な相談活動の充実を図る。

(保護者、地域、関係機関との連携)

「いじめ・不登校対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

### ○「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
  - ・ いじめアンケート「今、わたしの心の中は」を毎学期実施し、児童生徒の心の様子を理解すると共に、その結果に対して具体的に対応する。
  - ・ 学校評価アンケートにより、いじめ防止対策の検証を行い、その改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・ 年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
  - ・ いじめアンケートや教育相談の結果を集約し、分析と対策の検討を行う。
  - ・ 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
  - ・ 学校便りやホームページ等を通していじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめへの対処
  - ・ いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努

め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

#### 4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受け取る。

##### (1) いじめの未然防止

- ①児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ②児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③教育活動全体を通して、道德教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

##### (2) いじめの早期発見

- ①いじめアンケートや教育相談を定期的（年3回）に実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ②教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

##### (3) いじめへの対処

- ①いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会・小委員会」等を開催し、組織的に早急に対応する。
- ②被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑦いじめへの対応後も被害者・加害者の見守りや声掛けをおこなったり、当該学年を中心に各学級でもいじめ防止の啓発をおこなったりして再発防止に努める。

#### 5 重大事態への対処

重大事態とはいじめにより「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「相当の期間（年間30日めやす）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。発生した場合は、教育委員会へ事態の報告をし、調査を開始する。学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ①学校に重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とする）を設置
- ②事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④調査結果を市教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置